



令和4年5月27日

各 位

会 社 名 株式会社サン・ライフホールディング
代表者名 代表取締役社長 比企 武
(東証スタンダード市場 コード7040)
問合せ先 常務取締役業務支援本部長 佐野 秀一
(TEL 0463-22-1233)

退任取締役への特別功労金贈呈に関するお知らせ

当社は本日2022年5月27日開催の取締役会において、下記の通り退任取締役への特別功労金贈呈について決議いたしましたのでお知らせします。

なお、本決議については2022年6月24日に開催予定の当社第4回定時株主総会において勧告的決議議案として上程する予定であります。

記

1. 特別功労金の贈呈について

2022年5月9日のお知らせの通り、当社代表取締役会長 竹内恵司氏が2022年6月24日開催予定の当社第4回定時株主総会の終結の時を以て退任いたします。

これに伴い、同氏の長年にわたる当社グループへの多大な功績と在任中の労に報いるため、同氏に対し下記の通り特別功労金を贈呈することを決議いたしました。

2. 決議内容

内 容：支配株主である退任代表取締役に対する特別功労金の支給

対 象 者：代表取締役会長 竹内 恵司

在任年数：51.5年

退任予定：2022年6月24日

特別功労金：360,000,000円

内訳) 株式会社サン・ライフホールディング (3.5年) 28,000,000円

株式会社サン・ライフ (48年) 332,000,000円

支給予定時期：2022年7月29日

そ の 他：別途、株式会社サン・ライフより退任慰労金200,000,000円を同日に支給

3. 支配株主との取引に関する事項

(1) 「支配株主と取引を行う場合における少数株主保護の方策に関する指針」との適合状況

退職功労金の支給先である竹内恵司代表取締役会長は当社の支配株主であり、本件は支配株

主との取引に該当いたします。

当社は、支配株主から制約を受けることなく独立性を確保するため、独率役員を Zq 監査等委員会の過半数選任(現状は 1 名欠員のため 6 月定時株主総会での決議により解消予定)、並びに、会社法に基づく内部統制システムに関する基本方針の一部として、「支配株主と取引を行う場合における少数株主保護の方策に関する指針」を取締役会で次のように定め、2022 年 3 月 9 日付のコーポレート・ガバナンス報告書において開示しております。

- 当社は、当社グループ内で実施する取引については、関連当事者間の取引を含む全ての取引について、社内規定に則り、取引の規模及び重要性に応じて、財務、会計、税務、法務などの専門的見地からの審査を経たうえで、必要な決裁を経て実施しています。
- 取引の内容については内部監査室が定期的に監査するとともに、取締役監査等委員が常時閲覧できる体制としています。
- 取締役の利益相反取引を実施する際は、取締役会において、あらかじめ、承認プロセス及び取引条件等について審議のうえ、その是非を決議しております。
- また必要に応じて、当該関連当事者取引の妥当性を審議するために、独立社外取締役、独立取締役監査等委員を中心に構成する任意の特別委員会を設置し、取締役会にその審議内容を答申するものとしています。

これに基づき、支配株主と利害関係を有しない社外取締役のみで構成される「支配株主との重要な取引等に係る特別委員会」を設置し、同委員会から「当該取引が少数株主にとって不利益でないことに関する支配株主と利害関係のないものからの意見書」を入手いたしました。

これにより、本件は、当社の「支配株主と取引を行う場合における少数株主保護の方策に関する指針」に適合しているものと判断しております。

なお、本提案に関して、当社からの支給分については役員への報酬に関わる事項のため、当社の定時株主総会の決議事項(普通決議)として、株主からの承認を受けると考えており、また、在任年数による案分を行うため、功労金の大半は株式会社サン・ライフから支給されることとなるが、株主への説明責任を果たす上でも、サン・ライフホールディングの議案説明にサン・ライフからの支給額も明示し、株主総会において勧告的決議として諮ることといたしました。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

退職功労金の支給先である代表取締役竹内恵司は当社の支配株主であり、本提案が「支配株主との取引」に該当することから、利益相反を回避するため次のような措置を講じるべきといたしました。

- 竹内恵司代表取締役会長は、当社における意思決定の公正性を担保し、利益相反を回避する観点から、本提案の取締役会の審議及び決議に参加していません。
- 同様に、親族である竹内伸枝取締役相談役、竹内圭介専務取締役も本提案の取締役会の審議及び決議に参加していません。
- 2022 年 5 月 27 日開催の当社取締役会においては、上記を除く全ての取締役が審議に参加のうえ、決議に参加した全ての取締役の賛成と同意を以て本件を決議いたしました。

- 2022年6月24日開催予定の当社第4回定時株主総会において本件について議案として上程し株主の皆様にお諮りいたします。

(3) 当該取引が少数株主にとって不利益でないことに関する支配株主と利害関係のない者からの意見書の概要

当社は、本件を検討するにあたり、支配株主である代表取締役会長竹内恵司氏と利害関係を有しない当社の社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届出している井上和弘氏、小峰雄一氏及び期中に退任した故岩本繁氏の後任の加藤伸樹氏に、特別委員会メンバーとして本件に関する当社の決定が当社の少数株主にとって不利益なものでないか否かに関する検討を依頼し、2022年5月19日付で本件は、当社の少数株主にとって不利益なものではないとする旨の意見書を取得しております。

なお、加藤伸樹氏は一時取締役監査等委員であります。2022年6月24日開催予定の第4回定時株主総会の決議を以て社外取締役監査等委員（独立役員）としてご就任いただく予定です。

意見書の概要は次の通りです。

当委員会は、取締役会より諮問を受けた支配株主であるところの退任代表取締役への特別功労金支給案について、本案が、「上場会社又はその子会社等が支配株主、その他有価証券上場規程施行規則で定める者が関連する重要な取引等を行うことについての決定」であると判断し、顧問弁護士、公認会計士、税理士等複数からの見解を参考とした上で、「少数株主にとって不利益でないことに関する支配株主と利害関係のない者からの意見書」として、以下のとおり、本件の是非、内容、金額の公正・妥当性、企業価値向上などの観点から総合的に検討した結果、当社の少数株主にとって不利益なものではないと判断する。

①特別功労金支給の是非に関する検討

株式会社サン・ライフでは2008年6月24日の定時株主総会において、役員退任慰労金制度を廃止し、打ち切り支給（支給は退任時）する旨の決議をうけており、竹内代表取締役会長への支給額2億円は長期未払金に計上している。

取締役会より、今般の特別功労金支給については、竹内代表取締役会長の退任に際しその功績を改めて検証し別途支給するものと提案を受けたため、本提案について以下の観点より検証を行った結果、少数株主に不利益となる意図や要因は見当たらないと考える。

- 竹内会長の功績に関する検証
- 役員退任慰労金制度（廃止済）との関連に関する検証

②特別功労金支給額の公正性・妥当性に関する検討

本提案は次にあげる検証結果により、公正に決定された妥当性のある金額であると判断し、少数株主にとって不利益な金額となるものではないと考えられる。

- 税務上認められうる退職金額における検証
- 他社事例における検証

- 会社業績および株主への配当金への影響における検証

③特別功労金支給決定プロセスの公正性・妥当性に関する検討

本提案に関して、次の検討結果から支配株主である竹内恵司代表取締役会長に対し、特別功労金の支給について有利に進められたと思われる点は認められず、本提案の決定プロセスに関して少数株主にとって不利益な要因はないと考えられる。

- 「支配株主と取引を行う場合における少数株主保護の方策に関する指針」との適合状況
- 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

④特別功労金支給による企業価値の向上について

本提案が決定することにより直接的な現金・利益を生み出すことはなく、支給額は2023年3月期の特別損失として計上することとなるが、特別功労金の支給という当該企業が通例的に行っている事案であり、その事実を以て将来的にも企業価値の向上を妨げる要素とは判断できず、少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。

4. 今後の見通し

(1) 取締役退任後の竹内会長の待遇について

竹内代表取締役会長は株式会社サン・ライフホールディングのみならず、グループ子会社においても現在就任している取締役からの退任を予定しています。

今後は名誉会長として業務執行及び業務執行の決定に加わらず、後進の育成等を視野に入れ非常勤で活動を行っていく予定であります。

(2) 2022年3月期の連結業績への影響

該当事項はございません。

(3) 2023年3月期の連結業績への影響

今回の特別功労金としての合計3億6,000万円は特別損失として計上予定であります。

なお詳細は、本日同時開示の「特別損失の計上及び2023年3月期連結業績予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

以上